

社援企第18号

平成12年6月7日

厚生省社会・援護局企画課長



### 社会福祉法人現況報告書システムの稼働について

社会福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成12年3月1日社援企第12号本職通知「社会福祉法人現況報告書の電子化について」によりお知らせいたしました「社会福祉法人現況報告書システム」が、平成12年6月12日から稼働することとなります。

このシステムは、社会福祉法人の利便の向上及び福祉サービスの利用者による適切なサービスの選択に資することを目的として、従来、社会福祉法人から所轄庁へ書面で報告させてきた社会福祉法人現況報告書について、オンラインによる提出を可能とするとともに、都道府県市及び社会福祉法人のご協力を前提として、厚生省において、当該現況報告書のデータを集計し、その結果及び個々の法人の現況報告書のデータ（公開を希望する法人に係るものに限ります。）を、社会福祉・医療事業団の「福祉保健医療情報ネットワークシステム」（以下「WAM NET」といいます。）を通じて福祉サービスの利用者等に情報提供するものです。（システムの概要については、別添1を参照して下さい。）

つきましては、管下の社会福祉法人に対し、システムが稼働する旨周知したいたたくとともに、別添1のシステムの概要及び別添2のシステムの説明書を送付していただきますようお願いいたします。

なお、このシステムの各法人への周知及び運用に当たっては、下記の点にご留意していただきますようお願いいたします。

## 記

1 このシステムは、都道府縣市及び社会福祉法人の任意のご協力を前提とするものであり、従前どおり書面により所轄庁へ現況報告書を提出しても差し支えありません。

この場合において、当該法人の現況報告書（所轄庁が厚生大臣である法人に係るものを除きます。）については、厚生省に提出する必要はありません。

2 都道府縣市及び社会福祉法人がこのシステムを利用するための前提条件は、次のとおりです。

- ① インターネット又はWAM NETに接続されたパソコンを有していること。
- ② 当該パソコンによりMicrosoft Excel95以降の製品が使用できること。
- ③ 都道府縣市において、「厚生行政総合情報システム」（以下「WISH」といいます。）に接続できるパソコンを有していること。

3 このシステムの概略は、次のとおりです。

- ① 法人において電子申請・届出システムから現況報告書の様式をダウンロード
- ② 法人において現況報告書を作成の上、電子申請・届出システムへ送信（電子申請・届出システムへ送信された個々の法人の現況報告書は、WISHにより「承認・ダウンロードシステム」に自動的に送信されます。）
- ③ 都道府縣市において、「承認・ダウンロードシステム」により個々の法人の現況報告書のデータをダウンロード（別添3参照）

- ・ 利用者識別コード等の配布は、次の手順により行って下さい。
  - ア このシステムの稼働について管下の法人に周知する際に、システムの利用を希望する法人について、その旨貴職に申し出るよう指示して下さい。
  - イ 利用希望の申し出があった法人に対して、申し出があった順番に連番 001 の利用者識別コード等から順次配布して下さい。
  - ウ なお、このシステムの利用を希望するすべての法人に利用者識別コード等を配布した後、速やかに別紙3により利用者識別コード等の配布状況を当職まで報告して下さい。(別紙3の「連番」は、別紙1の連番と必ず対応させるようにして下さい。また、配布しなかった利用者識別コード等に係る連番については、「法人名」の欄に「－」と記入して下さい。)
  - エ また、パスワードについては、不正利用防止の観点から、最初に「電子申請・届出システム」を開いた際に変更することが望ましいので、その旨法人に周知して下さい。(パスワードの変更方法は、別添2の「電子申請・届出システム」申請者用操作説明書を参照して下さい。)

## ② 都道府縣市業務用

- ・ この利用者識別コード等は、各都道府縣市において、法人から送信されてきた現況報告書の内容確認・厚生省への送信等を行うために必要なものです。
- ・ この利用者識別コード等は、各都道府縣市の作業用のものなので、各法人には配布しないようにして下さい。

7 このシステムにより提出するための現況報告書の様式については、別紙4のとおりです。

なお、書面により現況報告書を提出する法人については、従前の様式により提出しても差し支えありません。

8 このシステムにより集計するデータは、別紙5のとおりです。

- ④ 都道府県市において、当該現況報告書の内容を確認の上、問題がなければW I S Hにより厚生省へ送信（別添3参照）
- ⑤ 厚生省において現況報告書のデータを集計
- ⑥ 集計結果及び個々の現況報告書のデータ（公開を希望する法人に係るものに限ります。）をWAM NETにより福祉サービスの利用者等に情報提供

なお、詳細については、別添2（「社会福祉法人現況報告書システムについて」）及び別添3（「承認・ダウンロードシステム」）の説明書を参照して下さい。（別添3については、各都道府県市の作業用のものなので、法人には配布しないで下さい。）

- 4 このシステムの利用に当たって新たにW I S Hに接続する必要のある都道府県市については、別添4（「W I S Hへの接続方法」）の説明書を参照して下さい。（別添4については、各都道府県市の作業用のものなので、法人には配布しないで下さい。）
- 5 このシステムの利用に当たって必要となる貴都道府県市の利用者識別コード（ID番号のこと）及びパスワード（以下「利用者識別コード等」といいます。）は、次のとおりです。

	利用者識別コード	パスワード
電子届出用（法人用）	別紙1のとおり	別紙1のとおり
都道府県市業務用	別紙2のとおり	別紙2のとおり

- 6 利用者識別コード等の取扱いについては、次のとおりです。

- ① 電子届出用（法人用）

- ・ この利用者識別コード等は、各法人が、電子申請・届出システムによって、様式のダウンロード及び作成した現況報告書の送信を行うために必要なものであり、貴職から各法人に配布していただくものです。

9 福祉サービスの利用者等にWAM NETにより情報提供する個々の法人の現況報告書のデータについては、公開を希望する法人に係るものに限定します。

10 厚生大臣が所轄庁である法人については、当該法人の主たる事務所の所在する都道府県宛に送信させて下さい。

11 現況報告書の添付書類（貸借対照表及び収支計算書）については、書面又は3.5インチフロッピーディスクにより提出させて下さい。

なお、添付書類については、従前どおり、厚生省に提出する必要はありません。

照会先

厚生省社会・援護局企画課

企画法令係 伊藤

電話：03-3503-1711(内線2816)

夜間：03-3595-2612

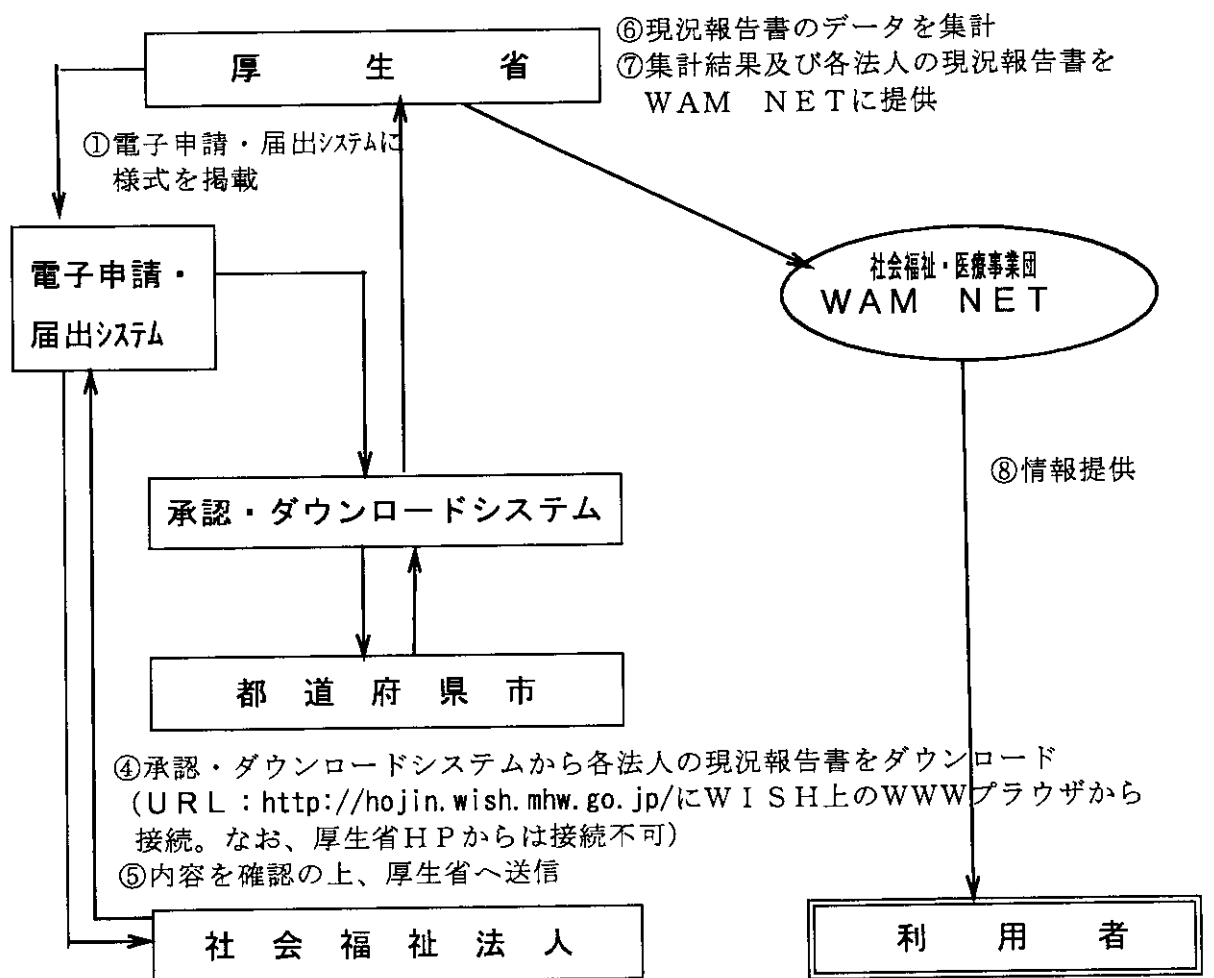
FAX：03-3503-3099

## 社会福祉法人現況報告書システムの概要

### 1 システムの内容

- 従来書面で報告させていた社会福祉法人現況報告書について、オンラインによる提出を可能とする。
- 厚生省は、都道府県市を通じて法人から収集した現況報告書のデータを集計し、集計結果及び個々の現況報告書のデータ（個々の現況報告書の公開については、希望する法人に限定。）を社会福祉・医療事業団の「福祉保健医療情報ネットワークシステム（通称「WAM NET」）を通じて福祉サービスの利用者等に情報提供する。

### 2 全体像



- ②電子申請・届出システムから現況報告書の様式をダウンロード  
(URL: <https://shinsei.mhw.go.jp/>にインターネット上のWWWブラウザから接続。なお、厚生省HPからは接続不可)
- ③現況報告書を作成し電子申請・届出システムを通じて都道府県市へ提出